

茂原労基協会報

No.70
2018年1月

発行：(一社)茂原労働基準協会 茂原市茂原 443 (商工会館内)

TEL・FAX 0475-23-5276

発行責任者：事務局長 片岡 薫



一宮町 玉前神社

目次

- 年頭ご挨拶
 - 茂原労働基準協会会長 徳元秀行…………… 2
 - 茂原労働基準監督署署長 渡邊由美子…………… 2
- 協会だより
 - 千葉産業保健総合支援センター紹介…………… 3
 - 全国安全衛生週間説明会…………… 3
 - 労務管理講習会…………… 3
- 茂原労働基準監督署情報コーナー
 - 茂原労働基準監督署からのお知らせ…………… 4
 - 千葉県特定最低賃金改正について…………… 5

- 協会掲示板
 - 2018年度 講習会予定…………… 6
 - 千葉県長生健康福祉センター (保健所) …… 6
 - 表紙の写真…………… 6
 - 編集後記…………… 6

年末年始無災害運動
(2017/12/15 → 2018/1/15)

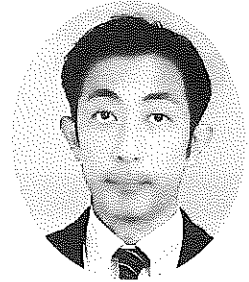
**異常なし！
ダブルチェックで
念入りに
年末年始もゼロ災害**



contents

過重労働の解消に向けて

(一社) 茂原労働基準協会 会長 徳元秀行



新年あけましておめでとうございます。会員の皆様には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は当協会の事業運営に関しまして、茂原労働基準監督署をはじめとする行政機関各位のご指導ならびに会員の皆様方の格別なるご理解ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、国内経済は、企業業績や雇用・所得環境の改善に支えられ、緩やかな回復基調が続いています。一方、世界経済は、米国では個人消費や設備投資の伸びに支えられた景気回復が継続しており、中国も財政政策の効果による景気の持ち直しが続いています。北朝鮮・中東情勢などの地政学的リスクや米国や欧州の政治動向などについては、留意すべき状況が続いています。会員の皆様におかれては、ご苦勞が続いていることと存じます。

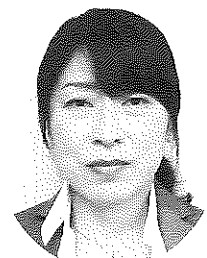
労働環境に目を向ければ過重労働についてのさまざまな問題が指摘され、依然として長時間労働の問題や年休消化率の低迷といった状況があります。また、県内においては脳・心臓疾患、精神障害等の労災補償申

請件数が全国的にみても高水準のままです。よく耳にする「段取り八分」という言葉があります。仕事を進める上で、事前の準備がいかに重要かを表しており、仕事の段取りをキッチリしておけば、その仕事は8割完了したのも同然であるという意味で使われています。労働者が働きやすい社会に変えていくためには、長時間労働の是正が重要となります。私たちは、「段取り八分」を心掛け、過重労働の解消に向けて日々の仕事を安全かつ効率的に行うような取組を実践していくべきではないでしょうか。

昨年は、皆様のご協力のもとで事業計画を予定通り実施できました。また、平成29年度は、技能講習・講習会の開催回数を増やす等の運営を見直した上で、実施している所です。今後も協会活動がより一層身近で有用なものとなるように、皆様と一緒に考えていきたいと思っております。最後に、会員各社の益々のご繁栄と皆様方のご健勝、ご活躍を祈念申し上げて新年のご挨拶とさせていただきます。

働きたい人が安心して働ける社会へ

茂原労働基準監督署 署長 渡邊由美子



新年明けましておめでとうございます。茂原労働基準協会会員の皆様には、お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は景気が回復したものの、その実感に乏しい1年間でした。安倍政権のもと、国を挙げて働き方改革が進められてきたところですが、その柱のひとつである長時間労働を削減するには、原因を人手不足で片付けるのではなく、それ以外の要因を探し出し、対処していく必要があります。また、働き方改革では女性の活躍も期待されているところですが、女性の活躍には待機児童の解消が欠かせない課題ではあるものの、それだけではなく家庭における性別による家事や育児の役割分担から変えていかなければ、根本的な解決にはならないものと考えています。そのためには子供の頃から家庭や学校での教育の役割も重大であり、私たちの考え方を根本から見直す必要があるものと思っております。現在雇用している労働者についても介護や病気の治療を行うために離職することも増加しており、優秀な人材を継続して雇用するためにも各企業において仕事との両立支援も重要な課題です。介護や病気

は誰にでも起こりうることで、様々な事情を持つ人達が受け入れられる寛容な社会となることを願っています。

さて、昨年11月1日に技能実習適正化法が施行されました。技能実習制度を採用する企業は増加する傾向にありますが、当署管内において技能実習生に月100時間を超える時間外労働をさせていただけでなく、割増賃金を時給400円としていた事業場がありました。技能実習制度の目的である国際貢献という名を借りて、労働者不足を補うだけでなく、労働基準法を無視した劣悪な環境下で実習生を労働させることは人道的にも決して許されることではありません。今後も当署としては、このような問題に厳正に対処していく所存です。現在技能実習生を採用している事業場におかれましては、改めて技能実習制度について理解を深めていただき、労働条件の再点検をお願いいたします。

最後になりますが、本年の貴協会のご発展と会員各事業場の皆様のご健勝ご多幸を心よりお祈りし、新年のご挨拶とさせていただきます。

協会だより

千葉産業保健総合支援センター紹介

産業保健・衛生管理に係るサービスを無料で提供しています。

働く人々の健康を確保するため、産業保健研修会や専門的相談等を通じて支援を行っています。

千葉産業保健総合支援センター

Tel : 043-202-3639 Fax : 043-202-3638

URL : <http://www.chibas.johas.go.jp>

また、労働者50名未満の事業場については、健康診断後の事後措置を実施する等、産業医の行うサービスを提供しています。

山武夷隅長生地域産業保健センター

Tel : 0475-55-4136



全国労働衛生週間説明会

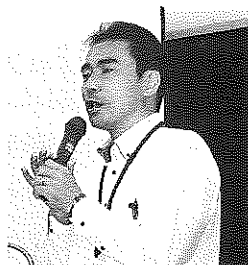
2017年度の説明会及び衛生管理講習会を8月30日・9月1日にかけて、大多喜中央公民館25社、茂原市役所市民室60社の参加を頂き開催いたしました。

説明会では、茂原労働基準監督署渡邊署長、加藤安全衛生課長より、週間の趣旨、実施要領等の説明がありました。

また、衛生管理講習会は、千葉県産業保健センター様のご協力のもと、「病気になっても仕事を続けられる職場環境を作りましょう。」と題して、それぞれの会場にて木村様、廣畑様よりご講演を頂きました。



茂原会場



加藤安衛課長



木村政美様



廣畑富子様

労務管理講習会

12月15日15:30より茂原市役所・市民室にて、59社75名の参加を頂き、次の内容により開催いたしました。

○「長時間労働の削減」等

茂原労働基準監督署 渡邊署長

○講習会

茂原労働基準監督署 仁科監督課長

- (1) 長時間労働の削減に向けて
- (2) 職場のパワーハラスメント対策



茂原労働基準監督署情報コーナー

【 監督課からのお知らせ 】

労働基準法により、使用者は労働時間を適切に管理する責務を有していますが、労働時間の把握が不適正なことに伴い、割増賃金の不払いや過重な長時間労働といった問題が生じています。

こうした問題を踏まえ、平成29年1月20日、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を新たに策定しました。

本ガイドラインは、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置を具体的に明らかにすることにより、労働時間の適切な管理の促進を図るものです。

本ガイドラインをご理解いただき、適切な労働時間管理を行って下さい。

◎ガイドラインのお問い合わせ、パンフレットのお取り寄せは、茂原労働基準監督署 監督課（0475-22-4551）へご連絡下さい。

(事業主のみさまへ)

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン

平成29年1月20日(労働時間の適正な把握のための使用者側の新たなガイドラインを策定しました)

ガイドラインの主なポイント

- 使用者には労働時間を適正に把握する責務があること

【労働時間の考え方】

- 労働時間とは使用者の指揮命令下に置かれている時間であり、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に専事する時間は労働時間に当たること
- 例えば、参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間は労働時間に該当すること

【労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置】

- 使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録すること
 - (1) 原則的な方法
 - ・ 使用者が、自ら記録することにより確認すること
 - ・ タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること
 - (2) やむを得ず自己申告制で労働時間を把握する場合
 - ① 自己申告を行う労働者や、労働時間を管理する者に対して自己申告制の適正な運用等ガイドラインに基づく措置等について、十分な説明を行うこと
 - ② 自己申告により把握した労働時間と、入退場記録やパソコンの使用時間等から把握した労働時間との間に著しい乖離がある場合には実態調査を実施し、必要の労働時間の補正をすること
 - ③ 使用者は労働者が自己申告できる時間数の上限を設ける等適正な自己申告を抑制する措置を講じてはならないこと。さらに36協定の延長することができる時間数を越えて労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、労働者等において慣習的に行われていないか確認すること
- 賃金台帳の適正な類型
 - 使用者は、労働者ごとに、労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数といった事項を適正に記入しなければならないこと

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

「労働時間の適正な把握のために労働者が講ずべき措置に関するガイドライン」パンフレット

【 安全衛生課からのお知らせ 】

年末年始は、慌ただしく、大掃除や機械設備の保守点検・始動等、非定常作業が多くなることから、各事業場、職場においては、作業前点検の実施、非定常作業における安全確認の徹底、転倒等への注意、労働者の健康状態の確認などに努めることが普段に増して重要となっています。

このような趣旨を踏まえ、本年度の年末年始無災害運動は、

『異常なし！ダブルチェックで念入りに 年末年始もゼロ災害』

を標語として展開することとします。

平成29年度 年末年始無災害運動実施要領

『異常なし！ダブルチェックで念入りに 年末年始もゼロ災害』

千葉県産業安全衛生会議

実施期間 平成29年12月15日～平成30年1月15日
準備期間 平成29年12月1日～平成29年12月14日

なくそう死亡災害！

労働災害防止に取り組みましょう！

なくそう死亡災害！運動ちば2017推進中 **SanK**

- 経営トップが死亡災害の防止の所信表明をしましょう
- 作業者の安全衛生意識の高揚を図りましょう。
- 自主的な安全衛生活動を促進しましょう。

*関係事業者（取引先等）への呼びかけをお願いします。

なくそう死亡災害！ちば **発表** ◎千葉県労働局（主唱者代表）

◎同時に「なくそう死亡災害！運動ちば2017」を推進しています。

◎年末年始無災害運動実施要領（リーフレット）のお取り寄せ、お問い合わせは、茂原労働基準監督署 安全衛生課（0475-22-4551）へご連絡下さい。

茂原労働基準監督署情報コーナー

千葉労働局賃金室から最低賃金のお知らせ

必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も

最低賃金件名	最低賃金額時間額(円)	発効年月日	最低賃金の適用について
[地域別最低賃金] 千葉県最低賃金	868 842円から26円引上げ	29.10. 1	千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。ただし、特定最低賃金が設定されている産業の労働者及びその使用者には、該当する特定最低賃金が適用されます。

特 定 最 低 賃 金	調味料製造業 (味そ製造業を除く。)	889 868円から21円引上げ	29.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
	鉄鋼業	938 915円から23円引上げ	29.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1)から(3)は上記に同じ
	はん用機械器具、 生産用機械器具製造業 ^{※注}	902 884円から18円引上げ	29.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1)から(3)は上記に同じ (4) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 手作業による又は手工具若しくは小型動力工具を用いて行うかす取り、バリ取り、かしめ、選別、検数、さび止め又はマスキングの業務 ロ 手作業による又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め又はレッテルはりの業務 ハ 軽易な運搬、工具又は部品の整理、賄いその他これらに準ずる軽易な業務
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)	906 887円から19円引上げ	29.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1)から(3)は上記に同じ (4) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 主として手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を使用して行う部品の組立て又は加工業務のうち、組線、巻線、端未処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、みがき、刻印打ち、かしめ、バリ取り、材料の送給、選別の業務 ロ 塗油、検品の業務 ハ 手作業による袋詰め、包装の業務 ニ 軽易な運搬、部品等の整理、賄い等の雑役業務
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	887 869円から18円引上げ	29.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1)から(3)は上記に同じ (4) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 主として部品の組立て又は加工業務のうち、手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を用いて行うかえり取り、バリ取り、かしめ、組線、巻線、取付けの業務 ロ 手作業による袋詰め、包装、箱入れの業務
	各種商品小売業 (注：衣・食・住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所)	千葉県最低賃金と同額		
		868 848円から20円引上げ	29.10. 1	
自動車(新車)小売業	900 880円から20円引上げ	29.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1)から(3)は上記に同じ	

※注 はん用機械器具製造業…家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業（他に分類されないはん用機械・装置製造業を除く）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く
生産用機械器具製造業…建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業、生活関連産業用機械製造業のうち包装・荷造機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業のうち金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

- 支払い賃金を最低賃金と比較する場合、賃金から精皆動手当、通動手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜手当、賞与及び臨時的賃金は除外します。
- お問い合わせは、千葉労働局賃金室（043-221-2328）又は茂原労働基準監督署（0475-22-4551）へお尋ね下さい。

千葉労働局ホームページ <http://chiba-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>
24時間テレホンサービス TEL 043-221-4700

協会掲示板

2018年度 講習会予定

2018年度の講習・教育を次のとおり予定しております。会員皆様の受講・参加等よろしくお願いたします。
 なお、会場等の都合で実施日等が変更になる場合がありますのでご了承願います。

講習等の名称	実施予定日
新入者等安全衛生研修（2回実施）	①4月26日 ②4月27日
有機溶剤作業主任者技能講習	5月29. 30日
危険予知訓練（KYT）実践研修（2回実施）	①6月4日 ②6月5日
安全管理者選任時研修	6月14. 15日
玉掛け技能講習（学科2日）（実技1日）	学科 9月12. 13日 実技 9月①15日 ②16日
フォークリフト運転技能講習（学科1日）（実技3日）	学科 9月27日 実技 ①9月29. 30. 10月6日 ②10月7. 13. 14日
有機溶剤作業主任者技能講習	11月6. 7日
職長（監督者）教育	11月20. 21日
5トン未満クレーン運転業務特別教育（学科1日） //（実技0.5日）	学科 11月30日 実技 12月2日
職長（監督者）・安全衛生責任者教育	12月5. 6日
粉じん作業特別教育	12月7日



玉掛け技能講習



フォークリフト運転技能講習



職長（監督者）教育

自覚症状がない？

いままでのように

これからもがんばりたいあなたへ
これからの人生もいきいきと生きるために

たい？

糖尿病

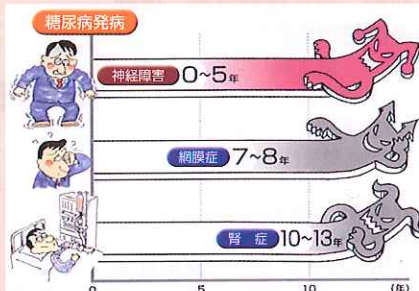
増えています！

働き盛り世代の糖尿病患者の治療中断や健診で血糖値の異常を指摘されても医療機関を受診しない未受療者が増えています。

糖尿病にならないためにひとりひとりができること



合併症予防



高血糖・高血圧・蛋白尿・血清クレアチニン高値など放置すると、糖尿病の合併症により、5年後、10年後「下肢切断」「失明」「人工透析」などの危険も！

千葉県長生健康福祉センター（保健所）

表紙の写真

玉前神社

玉前神社の境内は、大きく3段の高さに分かれています。敷地南東の鳥居からくの字に途中階段を登りながら参道を進むと、拝殿に面します。

境内には、歴史的建造物、石碑などが多数存在し、玉前神社と一宮町の歴史を伝えています。境内全体に樹木が多く、静かで落ち着いた環境です。昨年、平成の大修理が完了しました。

編集後記

脂肪の燃焼とストレスを解消するために始めたジョギングも15年続き、お陰様で心身共に大きな病気をせず過ごしています。1年間のジョギングの成果を試したい、勤務地管内の振興に少しでも役立ちたいとの気持ちから、管内で開催されるマラソン大会出場が年末年始の恒例行事となっています。

寄稿時は、某マラソン大会開催前であり、どんな出場結果が待っているのか知る由もありませんが、多くの会員様が参加、若しくは運営に携わる大会と聞いていますので、日頃より労働基準監督署の業務運営にご協力いただいている会員様に感謝しながら、走り切りたいと思います。（T・N）